

人間科学部学術研究会の活動について

21世紀とともに歩みはじめた人間科学部・短期大学部も、はや8年になりました。開学以来、「活力ある大学」「地域に開かれた大学」を目指し、努めています。

人間科学部学術研究会では、専任教員の研究成果を学内外に開示・発信することを目的とする『人間科学研究紀要』の刊行だけでなく、以下のような、専任教員を講師とする公開講座や公開講演会を主催、また香芝市教育委員会との共催でオープンカレッジも実施しております。

今後とも教育研究成果を広く開示すると同時に、地域住民とともに学び語り合う場を提供し、地域における生涯教育のコア・センターとしての役割を果たしていきたいと考えています。

講座名	講座テーマ	実施	対象
人間科学部・短期大学部公開講座	14年度『子育ては現在・・・』 15年度『ストレス社会を生きる』 16年度『人が集まって作り上げる“正しさ”の心理学』 17年度『子どもたちが分からない』 18年度『音楽と子どもの心の発達について考える』 19年度『学校での音楽は「音が苦」ですか?』 20年度『子どもを体力低下から救うには?』	6月29日(土) 6月14日(土) 6月26日(土) 8月10日(水) 8月5日(土) 8月4日(土) 7月21日(月・祝)	一般成人学生
大阪樟蔭女子大学オープンカレッジ 香芝市生涯学習開放講座 (共催：香芝市教育委員会)	【文化講座】 13年度『人間科学を学ぶ』 14年度『ココロを科学する』 15年度『子どもと育ち』 16年度『ココロを科学するⅡ』 17年度『わたしたちのまちを見つめ直す』 18年度『サポートを必要とする人たちが、よりよく生きるために』 19年度『子どもの教育を考える』 20年度『子どもの社会性を育むためには』	毎年度 10月～12月 13年度～17年度： 全6回 18年度～：全5回	一般成人学生
人間科学部・短期大学部公開講演会	14年度『エルメスが日本の女性に期待すること』 15年度『女性がはたらくとき』 16年度『家族の再構成』 17年度『心の癒し』 18年度『他人を見下す若者たち』 19年度『もの忘れの現場から』 20年度『子どもの夢をはぐくむ子育て』	11月16日(土) 11月15日(土) 11月13日(土) 11月12日(土) 12月2日(土) 12月15日(土) 12月13日(土)	一般成人学生
人間科学ワークショップ 人間科学部・短期大学部に所属する専任教員による研究成果報告の場として開催している。	13年度 第1回ワークショップ 14年度 第2回ワークショップ 15年度 第3回ワークショップ 16年度 第4回ワークショップ 17年度 第5回ワークショップ 18年度 第6回ワークショップ 19年度 第7回ワークショップ 20年度 第8回ワークショップ	14年3月12日(火) 15年2月25日(火) 16年2月4日(水) 17年2月8日(火) 18年2月10日(金) 19年1月30日(火) 20年3月8日(土) 21年2月16日(木)	本学教員(専任・非常勤)学生

人間科学部学術研究委員長 藤村和久

○大阪樟蔭女子大学人間科学研究紀要投稿細則

平成13年6月21日

(最近改正 平成14年4月1日)

(資格)

第1条 投稿の資格を有する者は、次の通りとする。

- (1) 単著の場合：本学専任教員に限る。
- (2) 共著の場合：第一著者を本学専任教員とする。

(募集)

第2条 5月定例教授会に於いて、原稿募集要項を発表する。

(届出・受付)

第3条 応募希望者は、所定の投稿届に原稿予定字数を記入して、応募締切日までに人間科学部研究事務室に提出する。投稿原稿に関しても、人間科学部研究事務室に提出し、受領者は提出日・時間・受領者名を提出原稿表紙に明記する。

(原稿の締切)

第4条 毎年度9月末日を締切日とする。

(原稿の仕様)

第5条 原稿の仕様はB5版とする。

- (1) 邦文の場合：1頁 40字×36行
- (2) 欧文の場合：1頁 80字×36行(ダブル・スペース)

(投稿原稿)

第6条 表題、執筆者氏名、アブストラクト、キーワードを必ず付け、書式(縦・横書き、註・図版の扱い、邦文/欧文アブストラクトなど)に関しては、当該分野の代表的学術研究雑誌の投稿規程に従う。

- 2 原稿枚数は、上記仕様を参考に、仕上がり最大20頁とする。
- 3 表題、執筆者氏名、アブストラクト、キーワード(5語程度)に関しては、邦文・欧文を併記し、提出する。
- 4 入稿は、原則として、フロッピーとする(テキスト・ファイルあるいはワード文書)。あわせて、打ち出し原稿を添付する。
- 5 校正は、2回までとする。誤字・脱字以外の修正は、原則として認めない。

(編集)

第7条 編集は、学術研究委員会で取り扱う。場合によっては、本委員会が選任した本学専任教員に業務の一部を依頼することがある。

(抜刷)

第8条 50部までを校費とする。

(その他)

第9条 この細則の改正は、学術研究委員会委員長が事務部長との協議を経て、人間科学部学部運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成13年6月21日から施行する。
- 2 この細則は、平成14年4月1日から施行する。